

平成 26 年 4 月 1 日より、一般拠出金の率が 0.02/1000 に引き下げられます。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一般拠出金率を改正する環境省告示が、平成 25 年 12 月 19 日付けで公布され、平成 26 年 4 月 1 日より、一般拠出金率が 0.05/1000 から 0.02/1000 に引き下げられました。

平成 26 年度における一般拠出金の算定の取扱いは、次のとおりです。

① 継続事業の取扱い

申告事由が年度更新（新年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率（0.02/1000）を乗じた額

② 廃止事業の取扱い

拠出金率改定前（平成 25 年度中）に事業廃止をした事業が年度更新による廃止をした場合、申告事由が廃止（旧年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に旧拠出金率（0.05/1000）を乗じた額

③ 個別事業場が平成 25 年度中に事務組合に委託した場合（事務組合委託事業場が委託替え、あるいは委託解除し個別事業場となった場合）等の事務取扱上、一旦廃止処理を行った場合の取扱い

上記②の取扱いと同様、申告事由が（旧年度）となるため、平成 25 年度の委託替え等の時点までの賃金総額に旧拠出金率（0.05/1000）を乗じた額

なお、委託替え等以降事業が継続している場合については、委託替え等以降の部分は平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率（0.02/1000）を乗じた額

④ 平成 26 年 4 月 1 日以降に事業廃止する場合の取扱い

申告事由が廃止（新年度）となるため、平成 26 年度の賃金総額に新拠出金率（0.02/1000）を乗じた額